

## 引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和4年度利尻町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
<歳入>	地方消費税交付金(社会保障財源分)	30,007
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	648,833

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	令和4年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の 地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉費	88,278	64,242	0	5,862	18,174	4,083
	老人福祉費	178,982	11,004	1,900	27,171	138,907	8,277
	児童福祉費	46,074	18,081	2,000	15,682	10,311	2,131
	国民健康保険 事業費	25,801	8,782	0	0	17,019	1,193
	後期高齢者 医療事業費	36,507	7,497	0	0	29,010	1,688
	小 計	375,642	109,606	3,900	48,715	213,421	17,373
衛生費	保健衛生費	273,191	37,191	55,600	121,135	59,265	12,634
合 計		648,833	146,797	59,500	169,850	272,686	30,007

※事務費および人件費については除外しています。